生徒指導に係る校則

第1章 総 則

- 第1条 この生徒心得は、知性豊かにして教養ある民主的な社会人となるために、本校生徒としての生活の 規範および手続きを定めたものである。
- 第2条 本校生徒は、この心得を校内および校外の生活指針とし、高校生としての自覚と自主自律の精神に もとづいて、行動するよう努めなければならない。

第2章 校内生活

- 第3条 始業時に遅れないように入室し、授業中は真剣な態度で学習にとりくむこと。他人に迷惑をかける ような言動はつつしむこと。
- 第4条 校舎内では、防寒着・帽子・マフラー・手袋の類は着用しないこと。ただし、担当教員の許可を得た者はこの限りではない。
- 第5条 自習時間は担当教員の指示を受け、静かに学習すること。
- 第6条 実技をともなう授業において見学する場合は、事前に担当教員に届けて指示を受けること。
- 第7条 授業中の入室・退室は担当教員の許可を受けること。
- 第8条 休憩中であっても騒がしくならないよう心がけ、校内放送に注意すること。
- 第9条 平日の下校時刻は午後6時までとし、前記の時刻を過ぎるときは、関係職員の許可を受けること。
- 第10条 病気などやむを得ない事由により欠席・遅刻・欠課・早退をする場合は、事前に申し出ること。 また、欠席が7日を越える場合は、その事由を証明する書類を、学級担任まで提出すること。
- 第11条 忌引しなければならない事態が生じた場合は、その旨を学級担任に申し出て指示を受けること。
- 第12条 本人・保護者・保証人に住所変更等の異動があった場合は、学級担任まで申し出ること。
- 第13条 校舎内外は常に美化整頓に努めること。
- 第14条 学級日誌は、そのクラスの日直が、遅刻・欠課・早退や、学習の記録および当日の所感などを詳しく記入して、学級担任に提出すること。
- 第15条 学校の施設・設備など公共物は大切に使用すること。誤って破損・紛失したときはただちに生徒 部まで届け出て指示を受けること。なお、事情によっては弁償しなければならない。
- 第16条 持ち物には氏名を記入して、貴重品は各自が責任をもって管理すること。
- 第17条 紛失物・拾得物のあったときは、速やかに学級担任に届け出ること。
- 第18条 登校から授業終了までは、校外に出てはならない。やむを得ない理由で校外に出る場合は、担当 教員の許可を受けること。
- 第19条 みだりに事務室・教務室・保健室などに立ち入らないこと。
- 第20条 考査に際しては、次の事項を守ること。
 - (1) 考査は厳正な態度で受け、不正行為はしてはならない。
 - (2) 机の配列は間隔を広げ、名簿順に着席すること。
- (3) 荷物は廊下へ出し、受験場にある机の中は空にすること。机上に置けるものは、鉛筆またはシャープペンシル、および消しゴムとする。
- (4) 考査開始後25分経過して遅刻した者は、考査を受けることができない。
- (5) 考査の時間割発表時から終了時までは、教務室に入室してはならない。
- 第21条 学校行事・ホームルーム活動・部活動等には積極的に参加し、集団の中で長所を伸ばし、自己の 向上に努めること。
- 第22条 生徒会役員、ホームルームの役員、その他各種の代表者や役員は、その責任を自覚し、誠実に任 務を遂行し、目的達成のために積極的に行動すること。
- 第23条 校内で文書などの配布および掲示を行う場合は、生徒部の許可を受けること。

第3章 校外生活

第24条 部活動等による対外的な活動に参加する者は、学校を代表していることを自覚し、行動態度に留意すること。

- 第25条 登下校に際しては制服を着用すること。また、制服は清潔にして端正であること。
- 第26条 登下校には所定の通学路を通り、特に交通安全に心がけ交通ルールを守り、他人に迷惑をかけないよう努めること。自転車を利用して通学する生徒は、所定の手続きを行ない、許可を受けステッカーを自転車に貼り付けること。
- 第27条 校外で指導を受けた場合、または、交通事故・交通違反を起こしたときは、速やかに学校に届け 出て指示を受けること。
- 第28条 アルバイトは原則として禁止する。必要な場合は、学校の許可を受けること。
- 第29条 休業中に学校の施設・設備を使用しようとする場合は、事前に学校の許可を受け、使用後は整理 整頓のうえ関係職員の点検を受けること。

第4章 一般事項

- 第30条 生徒証は常に携帯すること。
- 第31条 男女の交際は互いに人格を尊重し、明朗で良識ある交際であること。
- 第32条 諸経費は所定の期日までに納入すること。

第5章 禁止事項

- 第33条 暴力・万引・飲酒・喫煙および薬物の使用等はしてはならない。また、条例で禁止されている遊 戯場や映画館などに出入りしないこと。
- 第34条 夜間23時以降の外出および外泊は禁止する。23時以降は深夜徘徊となる。
- 第35条 高等学校PTA連合会の自主規制に従い、バイク、自動二輪および普通自動車の免許取得、車の購入、乗車をしてはならない。ただし、普通自動車免許においては進路決定者において保護者の承諾を得、学校の所定の手続きを行った者のみ、11月1日以降から、自動車学校に入所することができる。しかし免許を取得した者は、その免許証を、卒業時まで学校の管理下に置くこと。在学中は乗車してはならない。
- 第36条 スマートフォンや携帯電話は授業中や考査中に使用してはならない。

第6章 「届」「願」

第37条「届」「願」の提出窓口は次の表による。

「木「油」「原」の定用心口は次の致による。		
種類	提出窓口	
休学・転学・退学願		
欠席・早退・欠課		
保護者・保証人などの異動の届	学級担任	
自動車教習所入所届	于秋1旦江	
異装届		
成績・卒業証明書の交付願(在学中)		
在学・通学・学生割引などの証明書の交付願	事務室	
成績・卒業証明書の交付願(卒業後)	事 伤主	
文書の配布・校外活動・掲示物願		
アルバイト許可願	生徒部	
自転車通学届		

忌引の日数

-			
	父母	7日以内	
	祖父母	2 日以内	
	兄弟姉妹	3 目以内	
	伯叔父母	1 目以内	

^{*}遠方の場合は上記に必要な日数を加える。